

議第66号

下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例について

下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年6月4日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するもの。

## 下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例

(下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年下呂市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関（法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）に対し、同表第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとす</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関（法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）に対し、同表第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとす</p>

改正後	改正前
る。 2 (略)	る。 2 (略)

(下呂市手数料条例の一部改正)

第2条 下呂市手数料条例(平成16年下呂市条例第62号)の一部を次のように改正する。

改正後						改正前					
別表第1 (第2条関係)						別表第1 (第2条関係)					
事務 の種 類	事務の内容	手 数 料 の 名 称	単 位	額 (円)	備 考	事務 の種 類	事務の内容	手 数 料 の 名 称	単 位	額 (円)	備 考
1 戸籍法(昭和22年法律第224号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務の部～8 砂利採取法(昭和43年法律第74号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務の部 (略)						1 戸籍法(昭和22年法律第224号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務の部～8 砂利採取法(昭和43年法律第74号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務の部 (略)					
						9	1 法第17条第8項の規定による個人番号カードの再交付	個人番号カード再交付手数料	1枚につき	800	

改正後		改正前					
		号の		料			
		利用					
		等に					
		関す					
		る法					
		律(以					
		下こ					
		の項					
		にお					
		いて					
		「法」					
		とい					
		う。)					
		の施					
		行に					
		関す					
		る事					
		務					
(注)		(注)					
1～5 (略)		1～5 (略)					

(下呂市個人情報保護条例の一部改正)

第3条 下呂市個人情報保護条例(平成16年下呂市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(保有個人情報の提供先への通知)	(保有個人情報の提供先への通知)
第25条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあつては、 <u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u> に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等	第25条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあつては、 <u>総務大臣及び番号法第19条第7号</u> に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等

改正後	改正前
供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。) ) に対し、遅滞なくその内容を書面により通知するものとする。	記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。) ) に対し、遅滞なくその内容を書面により通知するものとする。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

## 【参考資料】

# 下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例等の一部を改正する条例

## 1. 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」といいます。）の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものです。

## 2. 概要

(1) 番号利用法の一部改正に伴い、番号利用法から引用する号を改めます。

(第1条関係)

(2) 番号利用法に個人番号カード再交付手数料の徴収に係る規定がされたため、下呂市手数料条例の手数料徴収にかかる規定を削除します。

(第2条関係)

(3) 情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更されることに伴う改正及び、番号利用法の一部改正に伴い、番号利用法から引用する号を改めます。

(第3条関係)

(4) この条例は、令和3年9月1日から施行します。

(附則関係)